

令和3年8月12日



担当課	こども家庭課
担当者	原田・曾根
電話	(073)435-1219
内線	5285

養育費に関する公正証書等の作成費を補助します（県内初）

養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支えるうえで重要な子どもの権利です。しかしながら、父母の離婚後、別居している親から養育費の支払いを十分に受けていないことが、ひとり親世帯の貧困の要因の一つとなっており、そのような状況の改善に向けて、令和2年4月から改正民事執行法が施行され、養育費の強制執行が以前より容易となりました。

和歌山市においても、ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書等の作成に係る費用を補助します。

1 対象者

和歌山市にお住まいのひとり親家庭の母または父で、次の要件の全てを満たす方。

- ・現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない者で、養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養されている方。
- ・養育費の取り決めに係る債務名義を有している方。
- ・過去に養育費に関する公正証書等作成費補助金の交付を受けていない方。

※令和3年9月1日以後に作成する公正証書又は同日以後に申し立てた調停若しくは裁判に要する費用が対象となります。

2 対象経費

- ・公証人手数料令に規定する公証人が受ける手数料
- ・収入印紙代
- ・郵便切手代
- ・戸籍謄本等添付書類取得費用

3 補助額

対象経費の全額（上限額 3万円）

※1人1回限り

4 事業開始日

令和3年9月1日（水）



<参考>

母子世帯において離婚した父親から現在も養育費を受けている割合

（国）24.3% （市）18.7%

※国数値は厚生労働省・平成28年度全国ひとり親世帯等調査による